

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2021年11月1日
東宝株式会社

2021年11月1日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

東宝株式会社

代表取締役社長 島谷能成



当社は、2021年7月13日付で萬活土地起業株式会社（本店：長崎県長崎市銅座町5番4号）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2021年11月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、萬活土地起業株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関して会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条により開示すべき事項は以下の通りです。

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2021年11月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）吸収合併差止請求（会社法第784条の2）

萬活土地起業株式会社の株主からの合併差止請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

萬活土地起業株式会社は、2021年7月16日付で株主に対し本合併に関する通知を行いました。反対株主からの株式買取請求はありませんでした。

（3）新株予約権買取請求（会社法第787条）

萬活土地起業株式会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当する事項はありません。

（4）債権者の異議（会社法第789条）

萬活土地起業株式会社は、2021年7月16日付の官報に合併公告を掲載するとともに、2021年7月16日付の個別通知により債権者に対し本合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1）吸収合併差止請求（会社法第 796 条の 2）

本合併は会社法第 796 条第 2 項本文に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本合併は会社法第 796 条第 2 項本文に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 7 月 16 日付けの官報に合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2021 年 11 月 1 日をもって、萬活土地起業株式会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備えおいた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙をご参照ください。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2021 年 11 月 1 日付で本合併による変更登記申請を行いました。

7. その他、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当する事項はありません。

以上

(別 紙)

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2021年7月16日
萬活土地起業株式会社

2021年7月16日

吸収合併に係る事前開示書面

長崎県長崎市銅座町5番4号
萬活土地起業株式会社
代表取締役社長 新島俊宏

当社は、2021年7月13日開催の取締役会において、2021年11月1日を効力発生日として、東宝株式会社（本店：東京都千代田区有楽町一丁目2番2号）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。

本合併に関して会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条により開示すべき事項は以下の通りです。

なお、本書面記載事項のうち写しである書類については、全て原本の写しに相違ありません。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1をご参照下さい。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号、第3号）

（1）合併対価の総数又は総額の相当性に関する事項

東宝株式会社は本吸収合併契約において、東宝株式会社を除く当社の株主に対し、その所有する当社株式1株に対し、東宝株式会社株式0.8株を割当て交付します。

当社は、合併比率の算定にあたり、第三者算定機関である日本クレアス税理士法人に当社株式の株価算定を依頼しました。また、東宝株式会社は、第三者算定機関である税理士法人平川会計パートナーズに割当比率の算定を依頼しました。上記割当比率は、これらの算定結果等を総合的に勘案し、合併当事者間で協議して決定したものであり、相当です。

また、この合併により東宝株式会社の資本金及び準備金は増加いたしません。これは、東宝株式会社の自己株式をもって、当社の株主に東宝株式会社の株式を割り当て交付するためであり、相当です。

(2) 合併対価として当該種類の財産を選択した理由

東宝株式会社株式は、東京証券取引所第一部他において取引されており、本合併後において取引機会が確保されていることから、本合併対価といたしました。

(3) 吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項

当社は、合併比率の算定にあたり、客観性を確保する観点から、当社及び東宝株式会社との間で重要な利害関係を有しない独立した第三者算定機関である日本クレアス税理士法人に当社株式の株価算定を依頼しました。また、東宝株式会社においても、当社及び東宝株式会社との間で重要な利害関係を有しない独立した第三者算定機関である第三者算定機関である税理士法人平川会計パートナーズに割当比率の算定を依頼しました。

当社は、日本クレアス税理士法人が算定した当社の株式価額、また東宝株式会社の市場株価を総合的に勘案し、東宝株式会社との間で協議・交渉を行い、合併比率を決定いたしました。

2021年7月13日開催の当社取締役会における合併契約書の承認決議においては、利益相反を回避する観点から、東宝株式会社の代表取締役社長を兼任している島谷能成取締役は審議及び決議には参加しておりません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第1項第2号、第4項）

(1) 吸収合併存続会社の定款の定め

別紙2をご参照下さい。

(2) 合併対価の換価の方法に関する事項

①合併対価を取引する市場

東宝株式会社の株式は、東京証券取引所第一部並びに福岡証券取引所において取引されております。

②合併対価の取引の媒介、取次ぎ、又は代理を行う者

東宝株式会社の株式は、全国の証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 合併対価の市場価格に関する事項

東宝株式会社の東京証券取引所第一部における、7月12日を基準日とした基準日の終値、基準日を含む過去1か月終値単純平均及び過去3か月終値単純平均は以下の通りです。

基準日終値	4,640 円
過去 1 か月 平均	4,593 円
過去 3 か月 平均	4,489 円

(4) 吸収合併存続会社の過去 5 年間にその末日が到来する各事業年度に係る貸借対照表の内容

東宝株式会社は、いずれの事業年度についても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しております。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号、第 5 項）

該当する事項はありません。

5. 計算書類に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、第 6 項）

(1) 吸収合併存続会社に関する事項

①吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙 3 をご参照下さい。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当する事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当する事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当する事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

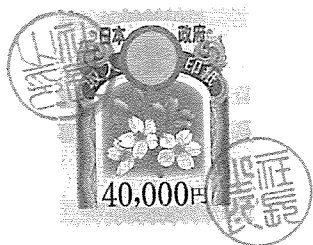
本合併以後も東宝株式会社の資産の額は負債の額を上回る見込みであり、また、東宝株式会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておられません。

従って、東宝株式会社の債務については、本合併以後も履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上

(別紙 1)

吸収合併契約書



吸 収 合 併 契 約 書

東宝株式会社と萬活土地起業株式会社は、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

(吸収合併)

第1条 東宝株式会社（本店：東京都千代田区有楽町一丁目2番2号。以下「甲」という。）を吸収合併存続会社とし、萬活土地起業株式会社（本店：長崎県長崎市銅座町5番4号。以下「乙」という。）を吸収合併消滅会社として、甲は乙を吸収合併し、乙は解散する。

(合併対価)

第2条 甲は、合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載された甲を除く株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.8株を割り当て、交付する。

2 乙の株主に割り当て交付される甲の株式は、自己株式をもってすることとし、甲は新株の発行は行わない。

(資本金及び準備金)

第3条 合併によって甲の資本金及び資本準備金は増加しないものとする。

(効力発生日)

第4条 効力発生日は、2021年11月1日とする。ただし、合併手続の進行状況により、甲、乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

(簡易合併)

第5条 この契約につき、甲は、会社法第796条第2項により、その株主総会の承認決議を要しない。

(会社財産の引継ぎ)

第6条 甲は効力発生日において、乙に属するすべての積極財産及び消極財産を引き継ぐものとする。

(財産管理及び業務執行)

第7条 乙の取締役は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって財産の管理及び業務の執行を行うものとし、その財産又は業務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議し、合意の上、これを行うものとする。

(退任役員に対する退職慰労金)

第8条 合併により退任することとなる乙の取締役及び監査役に対する退職慰労金については、甲乙協議して定める金額につき乙の株主総会の決議を経てこれを支給することができる。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第9条 本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他不測の事態により、甲又は乙の経営又は財産に重大な変更が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、本契約の条項を変更し、又は本契約を解除することができる。

(協議)

第10条 本契約に定めのない事項、本契約の条項の解釈適用に関し疑義を生じた事項及び本契約に規定するもののほか合併に関して協議すべき事項については、甲及び乙は、本契約の趣旨に則り、法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し円満な解決を図るものとする。

以上の合意成立の証として本書 1 通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印の上、甲がその正本を、乙はその写しを保有するものとする。

2021 年 7 月 13 日

甲 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

東宝株式会社

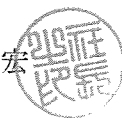
代表取締役社長 島谷能成



乙 長崎県長崎市銅座町5番4号

萬活土地起業株式会社

代表取締役社長 新島俊宏



(別紙 2)

東宝株式会社
定款

定 款

2021年5月27日変更
(令和3年)

東宝株式会社

沿 革			
昭和 7 年 (1932 年)	8 月 1 2 日制定	平成 3 年 (1991 年)	5 月 2 3 日変更
昭和 1 0 年 (1935 年)	6 月 1 日変更	平成 6 年 (1994 年)	5 月 2 6 日同
昭和 1 0 年 (1935 年)	9 月 1 2 日同	平成 1 0 年 (1998 年)	5 月 2 8 日同
昭和 1 1 年 (1936 年)	1 1 月 7 日同	平成 1 1 年 (1999 年)	5 月 2 7 日同
昭和 1 2 年 (1937 年)	2 月 2 7 日同	平成 1 3 年 (2001 年)	1 0 月 2 3 日同
昭和 1 2 年 (1937 年)	8 月 3 0 日同	平成 1 4 年 (2002 年)	4 月 2 2 日同
昭和 1 2 年 (1937 年)	9 月 2 4 日同	平成 1 4 年 (2002 年)	5 月 2 3 日同
昭和 1 5 年 (1940 年)	2 月 2 9 日同	平成 1 5 年 (2003 年)	5 月 2 2 日同
昭和 1 7 年 (1942 年)	2 月 2 8 日同	平成 1 6 年 (2004 年)	5 月 2 7 日同
昭和 1 8 年 (1943 年)	2 月 2 7 日同	平成 1 8 年 (2006 年)	5 月 3 0 日同
昭和 1 8 年 (1943 年)	8 月 3 0 日同	平成 1 9 年 (2007 年)	5 月 2 4 日同
昭和 1 9 年 (1944 年)	9 月 1 1 日同	平成 2 1 年 (2009 年)	5 月 2 8 日同
昭和 1 9 年 (1944 年)	1 2 月 2 6 日同	平成 2 2 年 (2010 年)	5 月 2 7 日同
昭和 2 0 年 (1945 年)	1 月 2 5 日同	平成 2 8 年 (2016 年)	5 月 2 6 日同
昭和 2 1 年 (1946 年)	7 月 1 6 日同	令和 3 年 (2021 年)	5 月 2 7 日同
昭和 2 2 年 (1947 年)	3 月 5 日同		
昭和 2 3 年 (1948 年)	2 月 1 4 日同		
昭和 2 4 年 (1949 年)	4 月 3 0 日同		
昭和 2 5 年 (1950 年)	9 月 2 8 日同		
昭和 2 6 年 (1951 年)	9 月 2 8 日同		
昭和 2 7 年 (1952 年)	9 月 2 0 日同		
昭和 3 0 年 (1955 年)	7 月 2 2 日同		
昭和 3 3 年 (1958 年)	9 月 2 2 日同		
昭和 3 4 年 (1959 年)	3 月 3 0 日同		
昭和 3 4 年 (1959 年)	9 月 2 5 日同		
昭和 3 6 年 (1961 年)	9 月 2 5 日同		
昭和 4 1 年 (1966 年)	3 月 2 5 日同		
昭和 4 2 年 (1967 年)	4 月 1 日同		
昭和 4 4 年 (1969 年)	3 月 2 5 日同		
昭和 4 7 年 (1972 年)	3 月 2 5 日同		
昭和 4 8 年 (1973 年)	3 月 2 4 日同		
昭和 4 9 年 (1974 年)	3 月 2 5 日同		
昭和 5 0 年 (1975 年)	3 月 2 5 日同		
昭和 5 7 年 (1982 年)	5 月 2 5 日同		
昭和 6 1 年 (1986 年)	5 月 2 4 日同		

第1章 総

則

〔商号〕

第1条 当社は東宝株式会社と称し、英文では TOHO CO., LTD. と表示する。

〔目的〕

第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 映画の企画、製作及び製作請負
- (2) 映画の配給及び売買
- (3) 演劇の企画、製作及び製作請負
- (4) 映画、演劇その他の興行
- (5) テレビ及びインターネット等で放送又は配信される番組の企画、制作、制作請負、販売及び賃貸
- (6) 土地及び建物の賃貸、管理、売買及びこれらの仲介並びに駐車場の経営
- (7) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (8) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
- (9) 出版物、オーディオソフト、ビデオソフト及びキャラクター商品等の企画、制作、販売及び賃貸
- (10) 著作権、商品化権、商標権その他の知的財産権の取得、使用、利用許諾その他の管理
- (11) コンピュータソフトウェアの企画、制作及び販売
- (12) チケット販売管理及び受託業務
- (13) 物品販売及び輸出入
- (14) 飲食施設の経営及び運営受託
- (15) スポーツ施設及び娯楽施設の経営
- (16) イベント、展示会、キャンペーン等の催事並びにテーマパーク等の企画、制作及び運営
- (17) 土木及び建築工事の設計、監理及びそれらの請負
- (18) 前各号に附帯し、又は関連する事業

〔本店の所在地〕

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

〔機関〕

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

〔公告方法〕

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によって行う。

第2章 株 式

〔発行可能株式総数〕

第6条 当社の発行可能株式総数は4億株とする。

〔自己の株式の取得〕

第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

〔単元株式数〕

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

〔単元未満株主の権利〕

第9条 当社の単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）を有する株主は、その有する単元未満株式について次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

〔株主名簿管理人〕

第10条 当社は、株主名簿管理人及びその事務取扱場所を取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- 2 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、すべて株主名簿管理人に取扱わせる。

〔株式取扱規程〕

第 1 1 条 株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株式又は新株予約権に関する事務及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

〔基準日〕

第 1 2 条 当会社は毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

〔招集時期及び招集地〕

第 1 3 条 当会社の定時株主総会は毎年 5 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2 株主総会の招集地は東京都千代田区又はこれに隣接する区とする。

〔招集権者〕

第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。

〔議長〕

第 1 5 条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

〔株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供〕

第 1 6 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

〔決議の方法〕

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

〔議決権の代理行使〕

第18条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人としてその有する議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

〔取締役の員数〕

第19条 当会社の取締役は20名以内とする。

- 2 前項の取締役のうち監査等委員である取締役は5名以内とし、その過半数は社外取締役とする。

〔取締役の選任〕

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

〔取締役の任期〕

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委

員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

〔代表取締役、役付取締役及び相談役、顧問〕

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。

3 取締役会は、その決議によって、相談役、顧問を置くことができる。

〔取締役会の招集権者及び招集手続〕

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集する。

2 取締役会長に事故があるとき又は置かれていないときは、取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。

3 前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

4 取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

5 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

〔取締役会の議長〕

第24条 取締役会においては、取締役会長が議長となる。

2 取締役会長に事故があるとき又は置かれていないときは、取締役社長が議長となり、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

〔取締役会の決議方法〕

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

〔取締役会の決議の省略〕

第26条 取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取

締役会の決議があったものとみなす。

〔重要な業務執行の委任〕

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役（監査等委員であるものを除く。）に委任することができる。

〔取締役会規則〕

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

〔取締役会議事録〕

第29条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他法務省令に定める事項を記載し、又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

〔取締役の報酬等〕

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

〔取締役の責任免除〕

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

〔執行役員〕

第32条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任することができる。

2 執行役員は、取締役会の監督の下で、当会社の職務を執行する責任と権限を有する。

3 執行役員は、取締役を兼務することができる。

4 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、会長執行役員、社長執行役員各1名、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員及び上席執行役員各若干名を選定

することができる。

第5章 監 査 等 委 員 会

〔監査等委員会の招集手続〕

第33条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

〔監査等委員会の決議方法〕

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

〔監査等委員会規則〕

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

〔監査等委員会議事録〕

第36条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他法務省令に定める事項を記載し、又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

第6章 会 計 監 査 人

〔会計監査人の選任〕

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

〔会計監査人の任期〕

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

〔会計監査人の報酬等〕

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

〔事業年度〕

第40条 当会社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

〔剰余金の配当〕

第41条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。

- 2 期末配当金については、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、会社はその支払の義務を免れるものとする。

〔中間配当〕

第42条 当会社は取締役会の決議によって毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当（会社法第454条第5項の規定による金銭の分配をいう。）をすることができる。

- 2 前条第2項の規定は前項の中間配当に準用する。

附 則

（監査役の責任免除等に関する経過措置）

第1条 当会社は、第127回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、当該変更前の当会社定款第41条の定めるところによる。

以上

(別紙3)

東宝株式会社
2021年2月期 計算書類等

(添付書類)

事業報告 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業収益の大幅な落ち込みや雇用情勢の悪化が続く中、依然として個人消費や企業活動は著しく制限されており、景気の先行きは不透明感を強めております。このような状況下にあつて、2020年の映画業界もその影響を大きく受け、新作の公開延期や映画館が全国一斉休館に追い込まれる等、かつてない事態に陥った結果、興行収入1,432億8,500万円(前年比54.9%)、映画入場者数1億613万7,000人(同54.5%)となる厳しい1年になりました。

このような情勢の中、当社グループにおいて主力の映画事業では、社会現象を巻き起こしたアニメ作品「劇場版『鬼滅の刃』無限列車編」が歴史的なメガヒットを記録して業績に寄与したほか、「今日から俺は!! 劇場版」「コンフィデンスマンJP プリンセス編」の両作品も大ヒットしました。演劇事業では、緊急事態宣言の発出による公演中止や座席販売の制限がある中、帝国劇場の「DREAM BOYS」「Endless SHOCK -Eternal-」、シアタークリエの「Gang Showman」「おかしな二人」、社外公演では新作ミュージカル「プロデューサーズ」や「マリー・アントワネット」ほか、各公演が好評を博しました。また、不動産事業はコロナ禍での映画、演劇事業の厳しい業績を下支えし、事業収益に大きく貢献いたしました。

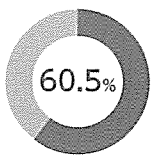
この結果、営業収入は1,919億4千8百万円(前期比27.0%減)、営業利益は224億4千7百万円(同57.5%減)、経常利益は241億9千5百万円(同56.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は146億8千8百万円(同59.9%減)となりました。

	第131期 (2020年2月期)	第132期 (2021年2月期)	前 期 比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
営業収入	262,766	191,948	△70,818	27.0%減
営業利益	52,857	22,447	△30,409	57.5%減
経常利益	55,068	24,195	△30,872	56.1%減
親会社株主に帰属する当期純利益	36,609	14,688	△21,920	59.9%減

映画事業（映画営業事業、映画興行事業、映像事業）

営業収入 116,197百万円 営業利益 10,351百万円

営業収入構成比



営業収入

172,961

(単位：百万円)

第131期
(2020年2月期)

116,197

第132期
(2021年2月期)

営業利益

33,989

(単位：百万円)

第131期
(2020年2月期)

10,351

第132期
(2021年2月期)

主要な事業内容

映画の製作・配給及び興行、
ビデオ・テレビ番組及び
コマーシャル・フィルム
等の映像の製作及び販売

映画営業事業では、予定していた配給作品が相次いで公開延期となりましたが、当社において表1.に記載の新作18本に加え、スタジオジブリの長編アニメーションをはじめとする旧作リバイバル上映等が好評を博し、東宝東和(株)等においては「ドクター・ドリトル」等を配給いたしました。その結果、映画営業事業収入は398億4千万円（前期比18.4%減）、営業利益は64億7千8百万円（同47.8%減）となりました。

表1. 当期中の提供映画作品

配給作品一覧	
貴族降臨 -PRINCE OF LEGEND-	弥生、三月 -君を愛した30年-
今日から俺は!!劇場版	コンフィデンスマンJP プリンセス編
映画ドラえもん のび太の新恐竜	思い、思われ、ふり、ふられ
糸	青くて痛くて脆い
映画クレヨンしんちゃん 激突!ラクガキングダムとほぼ四人の勇者	アニメーション映画「思い、思われ、ふり、ふられ」
浅田家!	劇場版「鬼滅の刃」無限列車編
罪の声	STAND BY ME ドラえもん 2
新解釈・三國志	約束のネバーランド
劇場版ポケットモンスター ココ	映画 えんとつ町のプペル

配給作品一覧(主な旧作上映)	
AKIRA デジタルリマスター版	風の谷のナウシカ
もののけ姫	千と千尋の神隠し
ゲド戦記	エヴァンゲリオン新劇場版：序
エヴァンゲリオン新劇場版：破	エヴァンゲリオン新劇場版：Q
新世紀エヴァンゲリオン劇場版 DEATH (TRUE) ² / Air / まごころを、君に	
配給作品一覧(特別上映)	
名探偵コナン 緋色の不在証明 (※TVアニメシリーズ特別総集編)	

映画興行事業では、TOHOシネマズ(株)を中心に「劇場版『鬼滅の刃』無限列車編」の大ヒットがありましたが、昨年4月から5月にかけての全劇場休館、劇場再開後の座席数の販売制限、洋画期待作の相次ぐ公開延期など様々な要因が影響し、映画館入場者数は前期と比較して大幅減となりました。

その結果、映画興行事業収入は462億4千2百万円（前期比49.3%減）、営業損益は11億円の損失（前期は149億4千8百万円の営業利益）となりました。なお、当社グループの当期中の劇場異動は表2.の通り、昨年7月にTOHOシネマズ 池袋、9月にTOHOシネマズ 立川立飛がそれぞれオープンし、11月にTOHOシネマズ 名古屋ベイシティが閉館したため、スクリーン数は7スクリーン増の合計702スクリーン(共同経営56スクリーンを含む)となりました。

表2. 当期中の劇場異動

月 日	劇 場 名	スクリーン数	場 所	経 営 主 体	異動内容
2020年 7月3日	TOHOシネマズ 池袋	10	東京都 豊島区	TOHOシネマズ(株)	オープン
9月10日	TOHOシネマズ 立川立飛	9	東京都 立川市	TOHOシネマズ(株)	オープン
11月30日	TOHOシネマズ 名古屋ベイシティ	△12	愛知県 名古屋市	TOHOシネマズ(株)	閉 館

映像事業のパッケージ事業では、DVD、Blu-rayにて「天気の子」「舞台『刀剣乱舞』維伝 龍の志士たち」「劇場版おっさんずラブ」等を提供いたしました。出版・商品事業では、劇場用パンフレット、キャラクターグッズにおいて「劇場版『鬼滅の刃』無限列車編」「映画ドラえもん のび太の新恐竜」をはじめとする当社配給作品の販売が伸びましたが、邦洋画の話題作が公開延期になったことが影響し、減収となりました。アニメ製作事業・実写製作事業では、TVアニメ「呪術廻戦」等に製作出資し、また、「僕のヒーローアカデミア」や「東宝怪獣キャラクター」等の商品化権収入に加え、製作出資作品の配分金収入がありました。ODS事業では、表3.の作品をはじめアニメ、実写などの話題作を提供いたしました。

また、(株)東宝映像美術及び東宝舞台(株)等グループ各社では、映画やTV・CM等での舞台製作・美術製作の稼働が再開したものの、ライブイベントやテーマパークにおける展示物の製作業務や大規模改修工事に関して、コロナ禍の影響により中止や延期、見直しが相次いだため、減収となりました。その結果、映像事業収入は301億1千4百万円（前期比8.5%減）、営業利益は49億7千3百万円（同25.1%減）となりました。

以上の結果、映画事業収入は1,161億9千7百万円（前期比32.8%減）、営業利益は103億5千1百万円（同69.5%減）となりました。

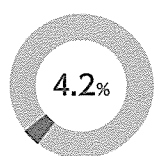
表3. 当期中の主なODS提供作品

主な映像事業部配給作品
PSYCHO-PASS サイコパス 3 FIRST INSPECTOR
僕たちの嘘と真実 Documentary of 櫻坂46
映画『映像研には手を出すな!』
映画『Endless SHOCK』

演劇事業

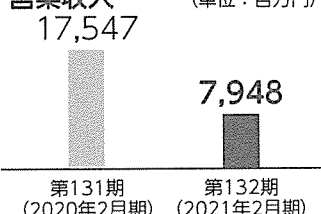
営業収入 7,948百万円 営業利益 △1,066百万円

営業収入構成比



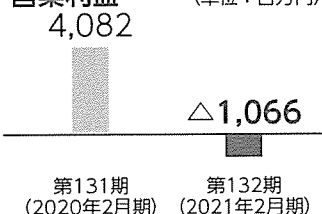
営業収入
17,547

(単位：百万円)



営業利益
4,082

(単位：百万円)



主要な事業内容

演劇の製作・興行及び
販売、芸能プロダクション
の経営

演劇事業では、緊急事態宣言が発出された昨年4月以降、東京公演及びそれらの全国ツアー公演をすべて中止し、7月より順次公演を再開いたしました。当社直営劇場の帝国劇場、シアタークリエに加え、日生劇場、東急シアターオーブほか社外公演におきまして表4.の作品をはじめバラエティに富んだ話題作を提供し、各公演が幅広い客層からの支持を得ましたが、座席数の販売制限や、一部の公演中止などもあり減収となりました。一方で、有料の映像配信やアーカイブ配信を実施し、新たな収入源の確保に努めました。東宝芸能㈱では映像作品の撮影中止や延期、舞台やコンサートの公演中止等の影響を受け減収となりました。以上の結果、演劇事業収入は79億4千8百万円（前期比54.7%減）、営業損益は10億6千6百万円の損失（前期は40億8千2百万円の営業利益）となりました。

表4. 当期中に提供した主な作品

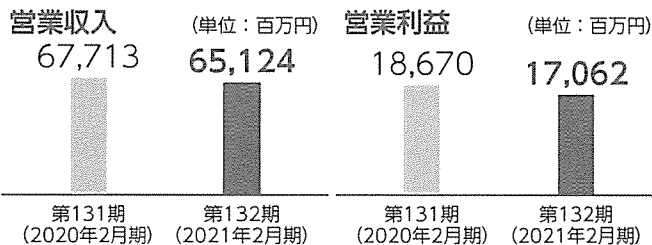
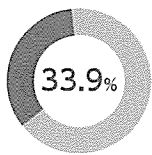
帝国劇場	
ジャージー・ボーイズ イン コンサート	THE MUSICAL CONCERT at IMPERIAL THEATRE
ローマの休日	ビューティフル
DREAM BOYS	Endless SHOCK -Eternal-
シアタークリエ	
リトル・ショップ・オブ・ホラーズ	メイビー、ハッピーエンディング
ダディ・ロング・レッグズ	Gang Showman
おかしい二人	オトコ・フタリ
日生劇場・東急シアターオーブほか社外公演	
ホイッスル・ダウン・ザ・ウインド 〜汚れなき瞳〜	ナイツ・テイル in シンフォニックコンサート
プロデューサーズ	マリー・アントワネット

不動産事業（不動産賃貸事業、道路事業、不動産保守・管理事業）

営業収入 65,124百万円

営業利益 17,062百万円

営業収入構成比



主要な事業内容

不動産の賃貸及び
保守管理、道路事業

不動産賃貸事業では、昨年の緊急事態宣言発出によって商業施設が臨時休館を余儀なくされ、また、保有する物件の入居テナントに対して賃料減額措置を講じたことなどから減収となりました。その結果、不動産賃貸事業収入は279億1千3百万円（前期比5.9%減）、営業利益は123億2千9百万円（同9.4%減）となりました。

道路事業では、老朽化したインフラ整備をはじめとする政府の国土強靱化計画による公共投資が堅調に推移する中、スバル興業(株)とその連結子会社が、感染防止対策を講じながら積極的な営業活動に努めました。その結果、道路事業収入は274億6千万円（前期比0.9%増）、営業利益は40億4千8百万円（同1.0%減）となりました。

不動産保守・管理事業では、東宝ビル管理(株)、東宝ファシリティーズ(株)において、昨年春の緊急事態宣言時におけるホテルや商業施設の休業による受注減を受けて、減収となりました。その結果、不動産保守・管理事業収入は97億5千万円（前期比10.0%減）、営業利益は6億8千4百万円（同29.4%減）となりました。

以上の結果、不動産事業収入は651億2千4百万円（前期比3.8%減）、営業利益は170億6千2百万円（同8.6%減）となりました。

その他事業

営業収入 2,678百万円 営業利益 △320百万円

営業収入構成比



営業収入
4,543

(単位：百万円)



第131期
(2020年2月期)

第132期
(2021年2月期)

2,678

営業利益

(単位：百万円)

78



第131期
(2020年2月期)

第132期
(2021年2月期)

△320

主要な事業内容

飲食店及びスポーツ施設の
経営

その他事業では、東宝共栄企業(株)が運営する「東宝調布スポーツパーク」で、昨年春の緊急事態宣言中の休業後、利用者数が回復に向かいましたが、ＴＯＨＯリテール(株)の飲食店舗・劇場売店等においては、営業時間の短縮や外食需要の厳しい状況が続き、減収となりました。その結果、その他事業収入は26億7千8百万円（前期比41.1％減）、営業損益は3億2千万円の損失（前期は7千8百万円の営業利益）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当期の設備投資の総額は95億1千7百万円で、これに要した資金はすべて自己資金で賄っております。

① 当期中に完成した主要設備

会社名	当期中に完成した主要設備
映画事業	
TOHOシネマズ(株)	TOHOシネマズ 池袋
	TOHOシネマズ 立川立飛
不動産事業	
当社	アビティ宮前平

② 当期継続中の主要設備の新設、拡充

会社名	当期継続中の主要設備の新設、拡充
映画事業	
TOHOシネマズ(株)	(仮称)札幌すすきの駅前複合開発計画
	TOHOシネマズ セブンパーク天美
不動産事業	
当社	東宝ツインタワービル再開発計画

(3) 対処すべき課題

当社グループを巡る経営環境は、新型コロナウイルスの感染拡大により、一変いたしました。緊急事態宣言の発出や政府・自治体からの要請により、主要な事業場である映画館や演劇劇場が全面休業、時間短縮、座席制限等の大きな制約を受け、映画作品の公開延期や演劇公演の中止が相次ぐなど、当社グループの業績は大幅な悪化を余儀なくされました。

このような未曾有の事態に直面しながらも、当社グループは、お客様の安心・安全と従業員の健康を守るため、感染防止対策を徹底するとともに、「健全な娯楽を広く大衆に提供する」という使命を全うすべく、魅力的なコンテンツを継続して提供することに努力いたしました。その結果、「劇場版『鬼滅の刃』 無限列車編」が歴代興行成績の新記録を打ち立てるなど、今後の業績回復への道筋をつけることもできました。

しかしながら、今後も新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、お客様の消費行動にも一定の影響が残ることが予想されます。したがって、当社グループが優先的に対処すべき課題は、この厳しい経営環境を乗り越え、「映画・演劇・不動産」の主力事業における業績を着実な回復軌道に乗せることにあります。

映画事業においては、映画・アニメの強力なコンテンツを確保し、効果的なプロモーションにより多数のヒット作を生み出すべく努力するとともに、多様なメディアにおける関連ビジネスを積極的に展開してまいります。また、TOHOシネマズの映画館では、バラエティに富んだ作品を取り揃え、安心・安全な上映環境と最高のサービスでお客様をお迎えいたします。

演劇事業においては、引き続き劇場や製作現場での感染防止対策を徹底しつつ、出演者・スタッフ一丸となって、一人でも多くのお客様にライブならではの豊かな感動をお届けすることで、すべての公演を盛況に戻すべく専心してまいります。

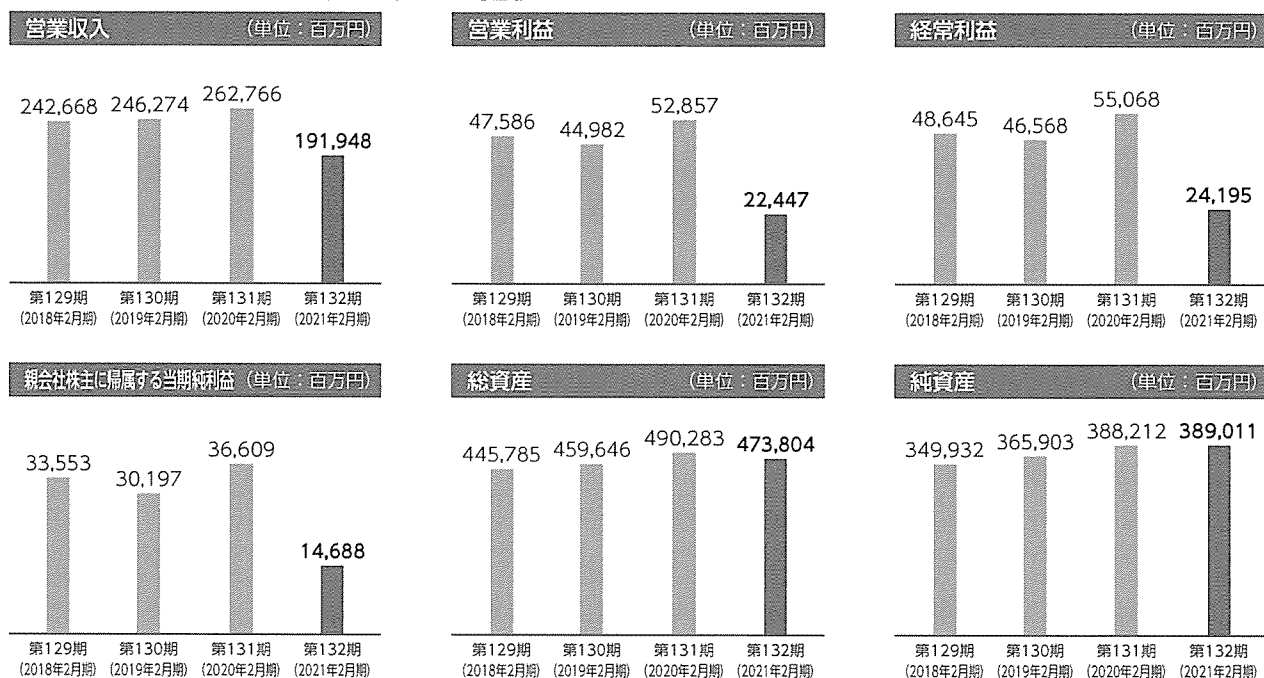
不動産事業においては、コロナ禍で変化するオフィス環境や保有物件の入居テナントの状況を注視しながら、柔軟かつ機動的な対応により賃貸収入の維持・拡大に努めます。また、自社物件の再開発事業の推進や、他社との共同開発プロジェクトへの参画にも挑戦してまいります。

経営管理面においては、デジタル化への対応や柔軟で効率的なワークスタイルの推進、リスクマネジメントやコーポレート・ガバナンスの強化等に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移



		第129期 (2018年2月期)	第130期 (2019年2月期)	第131期 (2020年2月期)	第132期 (当連結会計年度) (2021年2月期)
営業収入	(百万円)	242,668	246,274	262,766	191,948
営業利益	(百万円)	47,586	44,982	52,857	22,447
経常利益	(百万円)	48,645	46,568	55,068	24,195
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	33,553	30,197	36,609	14,688
総資産	(百万円)	445,785	459,646	490,283	473,804
純資産	(百万円)	349,932	365,903	388,212	389,011

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を、第131期の期首から適用しており、第130期の総資産の金額については、遡及適用後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社（上場会社及び会社法第2条第6号の大会社）の状況

会社名	資本金	出資比率 (%) (間接保有を含む)	主要な事業内容
映画事業（映画営業事業）			
国 際 東 宝 株 式 会 社	138,300千US\$	100.00	映画の製作
映画事業（映画興行事業）			
T O H O シ ネ マ ズ 株 式 会 社	2,330百万円	100.00	映画の興行
不動産事業（道路事業）			
ス バ ル 興 業 株 式 会 社	1,331百万円	54.11	道路の清掃・補修

(注) 第132期事業年度末日における連結子会社は上記3社を含めて33社、持分法適用会社は3社となっております。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

④ その他

阪急阪神ホールディングス株式会社は、当社の株式を20.36%（間接保有を含む）保有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

(6) 主要な営業所 (2021年2月28日現在)

会社名	営業所名	所在地
当 社	本社	東京都千代田区
	東宝スタジオ	東京都世田谷区
	帝国劇場 (演劇劇場)	東京都千代田区
	シアタークリエ (演劇劇場)	東京都千代田区
	東宝日比谷ビル (通称 日比谷シャンテ：賃貸ビル)	東京都千代田区
	東京宝塚ビル (賃貸ビル)	東京都千代田区
	帝劇ビル (賃貸ビル)	東京都千代田区
	新宿東宝ビル (賃貸ビル)	東京都新宿区
	HEPナビオ (阪急阪神不動産㈱と共同所有の賃貸ビル)	大阪市北区
	東宝南街ビル (賃貸ビル)	大阪市中央区
映画事業 (映画興行事業)		
TOHOシネマズ㈱	本社	東京都千代田区
	TOHOシネマズ 日比谷 (映画劇場)	東京都千代田区
	TOHOシネマズ 六本木ヒルズ (同)	東京都港区
	TOHOシネマズ 新宿 (同)	東京都新宿区
	TOHOシネマズ 池袋 (同)	東京都豊島区
	TOHOシネマズ 梅田 (同)	大阪市北区
	TOHOシネマズ なんば (同)	大阪市中央区
以上を含め、日本全国に全75サイト、702スクリーンの映画劇場を経営 (共同経営5サイト56スクリーンを含む)		
不動産事業 (道路事業)		
スバル興業㈱	本社	東京都千代田区
	以上を含め、日本全国に47ヶ所の事業所	

(7) 従業員の状況 (2021年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	
映画事業	1,528名	(1,574名)
演劇事業	114名	(30名)
不動産事業	1,498名	(889名)
その他事業	78名	(155名)
全社 (共通)	87名	(-名)
合 計	3,305名	(2,648名)
前 期 末 比 増 減	+48名	(△701名)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数には、嘱託・契約社員588名を含みます。
3. 従業員数欄の (外書) は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
357名(31名)	△12名(△4名)	39.2才	15.4年

- (注) 1. 従業員数には、嘱託・契約社員13名、出向受入者42名を含みます。
ただし、平均年齢、平均勤続年数には嘱託・契約社員を含みません。
2. 従業員数には、出向者152名を含みません。
3. 従業員数欄の (外書) は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2021年2月28日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2021年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 186,490,633株
(自己株式8,510,864株を含む)
- (3) 当事業年度末日における株主数 29,211名
(前期末比 3,209名増)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
阪急阪神ホールディングス株式会社	22,807	12.81
阪急阪神不動産株式会社	15,150	8.51
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	13,664	7.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,799	6.62
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,406	3.59
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	4,940	2.77
株式会社TBSテレビ	4,521	2.54
株式会社竹中工務店	3,785	2.12
株式会社丸井グループ	2,578	1.44
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	2,156	1.21

(注) 1. 当社は自己株式を8,510,864株保有しておりますが、上記の大株主(上位10名)からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年2月28日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 取締役社長	島谷 能成	映像本部長 内部監査室直轄 株式会社東京楽天地取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役 株式会社東京會館社外取締役
取締役副社長	太古 伸幸	管理本部長 管理本部経営企画、同総務、同法務、同情報システム各担当兼 不動産経営管掌 スバル興業株式会社取締役 オーエス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社東京楽天地取締役（監査等委員）
常務取締役	市川 南	映像本部映画営業、同宣伝各担当
常務取締役	瀬田 一彦	不動産経営担当
常務取締役	松岡 宏泰	映像本部映画調整、同映画企画、同国際各担当
常務取締役	池田 篤郎	演劇担当
常務取締役	大田 圭二	映像本部映像事業、同音楽事業、同番組販売各担当
取締役	角 和夫	阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長 グループCEO エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役 株式会社東京楽天地取締役 株式会社アシックス社外取締役
取締役	池田 隆之	映像本部映画興行担当 TOHOシネマズ株式会社代表取締役社長
取締役	加藤 陽則	管理本部経理財務、同人事各担当兼特定取締役
取締役	和田 薫一郎	不動産経営部長
取締役	本多 太郎	管理本部経営企画部長
取締役 （常勤監査等委員）	沖本 友保	監査等委員会委員長兼特定監査等委員
取締役 （監査等委員）	小林 節	株式会社パレスホテル代表取締役会長
取締役 （監査等委員）	安藤 知史	弁護士 石原産業株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）小林 節、安藤知史の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）小林 節、安藤知史の両氏は、東京及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

3. 取締役(監査等委員) 小林 節氏は、株式会社パレスホテルの経営に長く携わり、同社取締役経理部長及び銀行業務の経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社監査等委員会は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、沖本友保氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 当事業年度中の取締役の異動

取 締 役	浦 井 敏 之	2020年 5月28日	退任
取 締 役	山 下 誠	2020年 5月28日	退任
取 締 役	和 田 薫一郎	2020年 5月28日	取締役就任
取 締 役	本 多 太 郎	2020年 5月28日	取締役就任
取 締 役	枇 榔 浩 史	2020年10月31日	辞任

6. 当事業年度中の取締役の担当等の異動

常 務 取 締 役	浦 井 敏 之	2020年 4月28日	経理財務、情報システム各担当を解く(取締役【非常勤】)
取 締 役	加 藤 陽 則	2020年 4月28日	経理財務担当補佐を解き、経理財務担当を委嘱する
専 務 取 締 役	太 古 伸 幸	2020年 4月28日	情報システム担当を委嘱する
取 締 役 副 社 長	太 古 伸 幸	2020年 5月28日	人事、情報システム各担当を解き、管理本部長を委嘱する
常 務 取 締 役	市 川 南	2020年 5月28日	映像本部映画調整、同映画企画各担当を解き、 映像本部映画営業、同宣伝各担当を委嘱する
常 務 取 締 役	瀬 田 一 彦	2020年 5月28日	映画興行担当を解き、不動産経営担当を委嘱する
常 務 取 締 役	松 岡 宏 泰	2020年 5月28日	映像本部映画営業、同番組販売各担当を解き、 映像本部映画調整、同映画企画各担当を委嘱する
常 務 取 締 役	大 田 圭 二	2020年 5月28日	映像本部番組販売担当を委嘱する
取 締 役	池 田 隆 之	2020年 5月28日	映像本部宣伝担当を解き、映像本部映画興行担当を委嘱する
取 締 役	枇 榔 浩 史	2020年 5月28日	人事担当補佐を解き、管理本部法務、情報システム各担当を 委嘱する
取 締 役	加 藤 陽 則	2020年 5月28日	管理本部人事担当兼特定取締役を委嘱する
取 締 役	和 田 薫一郎	2020年 5月28日	不動産経営部長を委嘱する
取 締 役	本 多 太 郎	2020年 5月28日	管理本部経営企画部長を委嘱する
取 締 役	枇 榔 浩 史	2020年 8月 1日	管理本部法務、同情報システム各担当を解く (取締役【非常勤】)
取 締 役 副 社 長	太 古 伸 幸	2020年 8月 1日	管理本部法務、同情報システム各担当を委嘱する

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)4名との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等

	支給人数 及び 支給総額		内訳					
			基本報酬 (金 銭)		株式報酬 (譲渡制限付株式)		業績達成賞与 (金 銭)	
	支給 人数	支給 総額	支給 人数	支給 金額	支給 人数	支給 金額	支給 人数	支給 金額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円	名	百万円
取締役（監査等委員を除く。）	15	356	15	356	-	-	-	-
取締役（監査等委員）	3	36	3	36	-	-	-	-
（うち社外取締役）	2	14	2	14	-	-	-	-

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任・辞任した取締役を含めております。
2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の基本報酬額は、2016年5月26日開催の第127回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）について年額5億円以内、取締役（監査等委員）について年額8千万円以内と決議いただいております。また、株式報酬、業績達成賞与の支給総額は、2020年5月28日開催の第131回定時株主総会において、業務執行取締役に對し、それぞれ年額1億円以内と決議いただいております。
4. 2020年5月28日開催の第131回定時株主総会において株式報酬及び業績達成賞与の制度導入による新たな報酬枠の設定を決議いただきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、業績見通しが不透明なことを踏まえ、同日開催のガバナンス委員会の審議を踏まえ、その後開催の取締役会において当事業年度の支給を見合わせる旨の決議をいたしました。
5. 上記に加え、業務執行取締役、常勤監査等委員の基本報酬を減額しております。【対象期間】2020年6月から2021年5月まで（1年間）。
6. 社外取締役が当社の子会社から受けた役員報酬はありません。

(4) 社外役員に関する事項

氏名	重要な兼職状況	区分	主な活動状況
小林 節	株式会社パレスホテル 代表取締役会長	取 締 役 監査等委員	当事業年度開催の取締役会9回中7回出席し、また同じく開催された監査等委員会10回中8回出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
安藤 知史	弁護士 石原産業株式会社社外取締役	取 締 役 監査等委員	当事業年度開催の取締役会9回すべてに出席し、また同じく開催された監査等委員会10回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 株式会社パレスホテルと当社の間には特別の関係はありません。
2. 石原産業株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

摘要	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	68百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	136百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の前事業年度の監査計画と実績の比較、報酬額等の推移を確認し、会計監査の職務遂行状況を担当部門から聴取したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の見積りの妥当性等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には両者の合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等への対応に関する助言・指導業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が次の事項に該当し、職務を継続することが相当でないと認められる場合には、監査等委員会で審議のうえ、会計監査人を解任し、又は再任しないこととします。

1. 会社法、公認会計士法その他の法令に違反し、又は抵触した場合
2. 公序良俗に反する行為があったと認められる場合
3. 会計監査人の職務状況等から、監査の適正性、信頼性が確保できないと認められる場合

5 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

(注：本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	184,028
現金及び預金	37,530
受取手形及び売掛金	20,345
リース投資資産	17,684
有価証券	39,094
たな卸資産	8,906
現先短期貸付金	47,999
その他の他金	12,508
貸倒引当金	△42
固定資産	289,776
有形固定資産	151,626
建物及び構築物	79,482
機械装置及び運搬具	5,848
器具及び備品	2,556
土地	61,620
リース資産	11
建設仮勘定	2,106
無形固定資産	6,066
借地権	1,191
のれん	3,458
リース資産	9
その他の他	1,406
投資その他の資産	132,083
投資有価証券	113,400
繰延税金資産	2,727
退職給付に係る資産	138
差入保証金	13,465
その他の他	2,657
貸倒引当金	△306
資産合計	473,804

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	39,473
買掛金	18,397
短期借入金	116
リース負債	15
未払金	3,888
未払費用	2,807
未払法人税等	2,258
未払消費税	878
賞与引当金	907
役員賞与引当金	23
P C B 処理引当金	181
資産除去債務	68
預り保証金	487
その他の負債	9,441
固定負債	45,319
繰延税金負債	11,762
繰延税金負債	44
退職給付に係る負債	3,489
役員退職慰労引当金	155
P C B 処理引当金	236
資産除去債務	6,858
長期預り保証金	22,600
その他の負債	172
負債合計	84,792
(純資産の部)	
株主資本	357,740
資本金	10,355
資本剰余金	14,087
利益剰余金	357,068
自己株式	△23,771
その他の包括利益累計額	18,079
その他有価証券評価差額金	19,290
土地再評価差額金	800
為替換算調整勘定	△952
退職給付に係る調整累計額	△1,059
非支配株主持分	13,191
純資産合計	389,011
負債・純資産合計	473,804

連結損益計算書 (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目		金額	
営業	収入		191,948
営業	原価		123,485
販売費及び一般管理費	総利益		68,462
営業	利益		46,014
営業	外収益		22,447
受取利息及び配当金		1,609	
持分法による投資利益		168	
その他の		229	
営業	外費用		2,007
支払利息		33	
為替差損		179	
その他の		47	
特別利益			260
特	別利益		24,195
固定資産売却益		684	
投資有価証券売却益		626	
受取成金収入		380	
特	別損失	952	
減損損失		654	
固定資産圧縮損		153	
投資有価証券評価損		81	
臨時休業による損失		2,211	
税金等調整前当期純利益			3,100
法人税、住民税及び事業税		8,082	
法人税等調整額		△345	
当期純利益			23,738
非支配株主に帰属する当期純利益			16,001
親会社株主に帰属する当期純利益			1,312
			14,688

計算書類

貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	138,465
現金及び預金	12,751
売掛金	9,924
リース投資資産	16,390
有価証券	39,094
たな卸資産	5,649
現先短期貸付金	47,999
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	120
その他の	6,540
貸倒引当金	△5
固定資産	259,828
有形固定資産	113,482
建物及び構築物	59,410
機械装置及び運搬具	782
工具、器具及び備品	477
土地	50,980
建設仮勘定	1,830
無形固定資産	3,558
借地権	886
のれん	2,035
その他の	636
投資その他の資産	142,787
投資有価証券	95,253
関係会社株式	41,799
関係会社長期貸付金	3,005
前払年金費用	948
差入保証金	851
その他の	947
貸倒引当金	△19
資産合計	398,293

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	82,480
買掛金	11,343
関係会社短期借入金	47,017
1年内返済予定の関係会社長期借入金	9,750
未払金	2,817
未払費用	1,614
未払法人税等	1,218
賞与引当金	241
P C B 処理引当金	181
資産除去債務	66
その他の	8,228
固定負債	37,493
関係会社長期借入金	3,715
繰延税金負債	10,078
退職給付引当金	1,423
P C B 処理引当金	236
未払役員退職慰労金	23
資産除去債務	2,502
長期預り保証金	19,514
負債合計	119,973
(純資産の部)	
株主資本	260,247
資本金	10,355
資本剰余金	10,603
資本準備金	10,603
利益剰余金	262,663
利益準備金	2,588
その他の利益剰余金	260,075
土地圧縮積立金	367
建物圧縮積立金	52
別途積立金	120,465
繰越利益剰余金	139,190
自己株式	△23,375
評価・換算差額等	18,072
その他有価証券評価差額金	18,072
純資産合計	278,320
負債・純資産合計	398,293

損益計算書 (2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収入		104,793
営業原価		67,056
売上総利益		37,736
販売費及び一般管理費		17,519
営業利益		20,216
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,729	
その他の	16	4,745
営業外費用		
支払利息	47	
為替差損	123	
その他の	19	189
経常利益		24,772
特別利益		
固定資産売却益	684	
助成金収入	46	731
特別損失		
投資有価証券評価損	70	
子会社清算損	3	
臨時休業による損失	1,216	1,289
税引前当期純利益		24,214
法人税、住民税及び事業税	5,933	
法人税等調整額	214	6,147
当期純利益		18,066

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月9日

東 宝 株 式 会 社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 島 繁 雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 瀬 剛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東宝株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東宝株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月9日

東宝株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川島 繁雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐瀬 剛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東宝株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担、監査計画等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、インターネットを経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についてインターネットを経由した手段も活用しながら報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月12日

東宝株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 沖 本 友 保 ㊟
監 査 等 委 員 小 林 節 ㊟
監 査 等 委 員 安 藤 知 史 ㊟

(注) 監査等委員小林 節及び安藤知史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

